

「ものづくり・匠の技の祭典 2019」出展に係る経費負担等の考え方

(目的)

第1 これは、「ものづくり・匠の技の祭典 2019 (以下、「祭典」という。)」に係る出展に際し、出展者が祭典の出展にあたり要した経費に対して、東京都が負担する考え方等を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この考え方において「出展者」とは、祭典に出展する中小企業事業主、共同団体、協同組合等をいう。

2 この考え方において「東京都」とは、東京都に加え、東京都が別途指定する者を含む。

(負担対象経費)

第3 別表のとおり。

2 原則、別表に記載がないものは負担対象外の経費とする。

(提出物)

第4 出展者は、出展にあたり要するであろう経費について、東京都から支払いを受けようとするときは、東京都が別途定める期日までに「様式1号出展調査様式」及び「様式2号調書(「実演」「展示」等、出展内容に応じた枚数を提出すること。)」を提出すること。なお、原則としてこのときに提出された以上の金額で支払いを受けることはできない。

2 出展者は、出展にあたり要した経費について、東京都から支払いを受けようとするときは、祭典終了後の東京都が別途定める期日までに請求書等の関係書類を提出すること。なお、原則として様式1号及び様式2号により提出した金額以上の額で請求することはできない。また、東京都が指定する提出物に不備がある場合は、それに係る経費を受けることができない。

(負担額の決定)

第5 様式1号及び様式2号が提出され、出展者と東京都双方合意の上、負担上限額を決定する。

2 請求書等の関係書類が提出され、出展者と東京都双方合意の上、負担額を決定する。

3 負担上限額及び負担額の決定において、東京都が特に必要と認めた時は条件を付することができる。

○：負担対象経費 ×：負担対象外経費

	人件費（円）	材料費	運搬費	交通費	宿泊費
実演	実演者 4,000/時間 実演補助者 2,200/時間	○	○	○	○
体験	2,200/時間	×	○	○	○
展示	1,000/時間	○	○	○	○
販売	×	×	×	×	×
上限金額	27万円（税込）			○	9万9千円（税込）

※1 ブースの広さは、原則1ブースあたり約10平米とし、ブース内では「実演」「体験」「展示」「販売」等を行うこと。ただし、広さは東京都と出展者が協議の上決定する。なお、「体験」においては、「共有スペース」を設けて実施する場合がある。

※2 1ブース（約10平米）あたりの経費負担額の上限は27万円（税込）とする。なお、1ブースを複数の団体及び企業で出展した場合においても、上限は同額とする。

※3 1ブースあたりの広さに応じて経費負担額の上限は変更する。なお、1ブースあたりの広さは、東京都と出展者が協議の上決定する。

（例）1ブースあたり5平米の場合、上限13万5千円（税込）。ただし、1ブースあたり10平米より広がった場合は、経費負担額の上限は27万円（税込）とする。

※4 ブース内に必要な机や椅子は、東京都が用意する。ただし、ブース内は出展者が企画・準備・運営を行なうものとし、机や椅子の数量追加、各備品等の手配に要した経費については、出展者が負担する場合がある。

※5 「実演」「展示」にかかる経費のうち、人件費・材料費・運搬費及び交通費を東京都が負担する。

※6 「体験」にかかる経費のうち、人件費・運搬費及び交通費を東京都が負担することとし、必要な機材や材料等は出展者が用意する。なお、材料費は来場者から体験料として原則徴収すること。ただし、これは出展者の経費負担による体験料を無料として実施することを妨げるものではない。

※7 「販売」にかかる経費は、すべて出展者が負担すること。

※8 人件費の活動時間に関する算出は、いずれも開催時間内（準備及び撤収にかかる時間は含まれない。）に限り、それぞれの人件費は、同一人物に対して重複して計上することができない。

（例）同一人物が3日間「実演（実演者）」を2時間行った後、「展示」を3時間行った場合。

実演：4,000円×2時間×3日間＝24,000円

展示：1,000円×3時間×3日間＝9,000円 合計＝33,000円

※9 出展にかかる経費のうち、交通費及び宿泊費について、東京都が実費負担とする。これは、1ブースあたりの上限金額27万円（税込）に含まないものとする。

※10 交通費及び宿泊費の算出方法については以下のとおりとする。

① 交通費

- ・出発地：推薦団体（道府県庁等）所在地の最寄駅
- ・到着駅：JR 五反田駅（会場の最寄駅）

② 宿泊費

- ・1ブース（約10平米）あたりの負担額の上限金額は、9万9千円（税込）とする。
- ・1人1泊あたりの負担額の上限金額は、1万1千円（税込）とする。
- ・原則として、出展日（ただし最終日を除く。）における宿泊費について東京都が実費負担する。

（例）7月25日から27日の3日間出展をした場合は、原則、7月25日と26日の2日分を負担する。ただし、遠方等の理由で前日または出展最終日における宿泊が必要な場合は、両日についても、負担することとする。